

介護サービス相談員の訪問活動再開について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、介護サービス相談員の訪問活動を徐々に通常の活動に戻していく方針です。現在は、令和5年6月に行った訪問受入れ可否のアンケートで可とご回答をいただいた事業所には訪問を再開しています。

同アンケートで訪問不可とご回答いただいた事業所におかれましては、事業所の方針等が変わり、受入れ可能となりましたら、市担当者までご連絡ください。

活動につきましては、下記にURLを添付しておりますので、ご参照ください。

①「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」の一部改正について

(令和2年5月29日付け老高0529第1号 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872734.pdf>



②介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ

<https://kaigosodan.com>



③介護サービス相談員とは？

(介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ内より抜粋)

<https://kaigosodan.com/counselor.html>

